

参加費無料

**お申込用紙は裏面を
ご覧ください**

新しい特定調停スキーム活用セミナー

～新たな中小企業再生支援の有効策～in京都

「特定調停スキーム」を御存知ですか？

中小企業金融円滑化法が2013年3月末日に終了したことへの対応策として、主に中規模以下の中小企業の事業再生を支援するため、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年12月17日法律第158号)に基づく特定調停制度を活用するスキームで、日本弁護士連合会が最高裁判所、経済産業省中小企業庁と協議して運用が開始され、日本弁護士連合会がスムーズな運用のための手引きを策定しました。

2013年12月から本特定調停スキームの運用が開始されていますが、現段階では、あまり有用性が周知されていません。

そこで、中小企業の事業再生のための、新たな特定調停手続の運用とこれを活用するポイントを説明し、理解していただき中小企業の事業再生において、弁護士が有用に関与し、弁護士を活用してもらうことを目的として、本セミナーを企画しました。

併せて、関係機関の皆様の率直なご質問、日ごろの中小企業支援の実情などをお聞かせいただき、各地域の事業再生の実情を把握し、今後の特定調停の運用、ひいては、弁護士の中小企業支援をより実質的なものにするべく努力したいと考えております。

皆様の御参加をお待ちしております。

日 時：2017年12月15日(金)

13:30～17:00(開場13:00)

場 所：京都商工会議所 2階 第1～第3教室

京都市中京区烏丸通夷川上ル(場所・連絡先は裏面記載のとおり)

プログラム(予定)

(1) 解説

日弁連中小企業法律支援センター事業再生PT委員(弁護士)による特定調停による事業再生スキームの解説

(2) 事例紹介

日弁連会員及び日弁連中小企業法律支援センター事業再生PT委員(弁護士)による特定調停を用いた事例の紹介

(3) 質疑応答・意見交換

日弁連委員・京都弁護士会会員(弁護士)、中小企業関連団体・金融機関等による中小企業施策の情報共有、質疑応答

主 催：日本弁護士連合会／共 催：近畿弁護士会連合会、京都弁護士会

**後 援：近畿財務局、近畿経済産業局、京都府商工会議所連合会、京都府商工会連合会
京都府中小企業団体中央会、京都府中小企業再生支援協議会、日本政策金融公庫京都支店**

新しい特定調停スキーム活用セミナー
～新たな中小企業再生支援の有効策～in京都
参加申込書

御所属、氏名等必要事項を記載の上、下記FAX送付先へお申し込みください。

先着順:120名 / 締切:12月8日(金))

申込先:京都弁護士会 相談・窓口課(担当 河原)宛
FAX 075-231-2373 (問合せ先:TEL 075-231-2378)

京都弁護士会に御提供いただいた個人情報、日本弁護士連合会に提供いたします。
あらかじめ、御了承の上、お申し込みください。

お名前 (ふりがな)

(同伴者ほか 名)

※差し支えなければ同伴者の方のお名前も御記入ください。

御所属

御連絡先(電話番号) () -

セミナー終了後、カフェ形式の交流会を予定しています。御参加の可否を併せてお知らせ下さい。
交流会 出席 (人数 名) 欠席

※懇親会は京都商工会議所 2階 第4教室にて開催予定です。

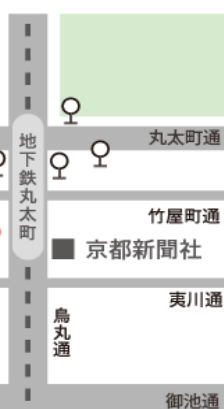
会費はお一人につき、500円(消費税込み)の予定です。

講師とも気軽にお話ができますので、皆さまどうぞお立ち寄りください。

特定調停スキームについてのご意見・ご質問があればご記入くださるようお願い致します。

京都商工会議所
洛央支部

京都商工会議所
洛央支部



地下鉄「丸太町駅」6番出口スグ
バス停「烏丸丸太町駅」下車 烏丸通を南へ
TEL:075-212-6400

※ 団体で参加される場合には、団体名、代表者氏名及び参加人数、連絡先の記入に御協力ください。

※ 御提供いただいた個人情報は、京都弁護士会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理いたします。

また、この個人情報に基づき、京都弁護士会又は日本弁護士連合会、京都弁護士会又は日本弁護士連合会が委託した第三者から、シンポジウム等のイベントの開催案内、書籍の御案内その他当連合会が有益であると判断する情報を御案内させていただくことがあります。

なお、個人情報は、統計的に処理・分析し、その結果を個人が特定されないような状態で公表することがあります。

会場:京都商工会議所 2階 第1～第3教室

日時:2017年12月15日(金)

13:30～17:00(開場 13:00)